

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

一般社団法人ぱ・まる

② 評価調査者研修修了番号

SK2021182 SK2021183 1901C032

③ 施設の情報

名称：乳児院京都大和の家	種別：乳児院	
代表者氏名：院長 近藤 剛	定員（利用人数）： 20 名	
所在地：京都府		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 2004/8/1		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 盛和福祉会		
職員数	常勤職員： 32 名 非常勤職員 7 名	
有資格 職員数	保育士 17 名 看護師 3 名	
	社会福祉士 2 名 栄養士 4 名	
	調理師 2 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	5人以上部屋 2室	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室、便所、サポートルーム、宿泊室

④ 理念・基本方針

社会的養護が必要な子どもたちの真の幸せを支援すると同時に、児童福祉の進歩発展、並びに地域社会に貢献することを目指す。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ① 集団生活を通じて児童の基本的な生活習慣（あいさつ、整理整頓など）の確立と豊かな人間性・情操を養い、社会への適応と自立を図ります。
- ② 保護者への支援と関係機関との連携を図り、児童の早期家庭復帰を促進します。
- ③ 地域交流ホール等を活用し、地域社会との交流を図ります。

- ④子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トリライト事業）により、在宅福祉の推進を図り、地域に開かれた施設づくりに努めます。
- ⑤児童家庭支援センター「山城こども家庭センターだいわ」の充実を図り、地域の子どもの福祉に関する様々な問題に応じ、施設機能を地域社会に還元します。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年7月1日（契約日）～ 令和7年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【専門職による24時間対応】

多彩な専門職が在籍していることによって、地域の緊急受入対応が24時間積極的に行なうことが可能になっており、地域の重要なセーフティーネット施設としての役割が担われています。

【チームで取り組む支援】

職員の定着率も高く、専門性を持った職員が継続して業務にあたっていることから、緊急時等にもスムーズに対応できており、また、チームとして、職員全体が一体となって、子どもを受け入れ、子どもを育み、子どもの最善の利益に繋がられるよう努められています。

◇改善を求められる点

施策で求められている小規模化への移行を進めると共に、これらのスムーズな運営と移行のためにも、施設に対する地域の理解拡充・認知度向上に取り組まれることに期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

乳児院の特性や大和の家の現状と照らし合わせて、的確に評価していただきました。調査（やりとり）の中で、『こどもの養育』というよりも『職員のマネジメント』という部分で多くご指摘をいただいたものと理解しています。今回ご指摘いただいたことと真摯に向き合い、より乳児院としての力量がアップしていけるよう努力してまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<コメント> 理念・基本方針・創立者の想い等は、ホームページ・パンフレット・掲示等で明示されています。グループ会議の場で、職員が実践した取組の共有や振り返りが実施されています。保護者等や一般に向けた、わかりやすく伝わりやすい周知拡充が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<コメント> 行政のニーズを踏まえた事業展開に努められています。施設内での検討が行われています。定期的な仕組みとしての分析取組が望まれます。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ b ・c
<コメント> 法人理事を含めた検討の場があります。課題等の明確化と職員への周知拡充が望まれます。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>施設展開、資金計画、人材確保・育成の中長期ビジョンがあります。方向性や内容、進捗状況等は、理事・管理者等の会議の場で、話し合われています。実施状況が評価可能な内容の拡充が望まれますが、行政の認可や補助決定都合により左右される面は否めません。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>中長期ビジョンを踏まえた、事業展開に努められています。ビジョンの明確化と客観的に進捗状況が評価可能な計画設定が望まれます。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>日常からの職員等からの意見や提案も踏まえ、事業計画の策定に繋がられています。半期でのグループとしての目標に対する振り返りが行われています。事業毎の仕組みとしての、評価見直し確立が望まれます。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・ ⑦
<p><コメント></p> <p>保護者等との接点が限定されている施設特性上、事業計画の積極的な周知や理解の促進には至っていません。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員全体の会議の中で、現状や課題の把握と、次月以降の改善に向けた取組に繋がられています。リーダー会議の中でも、全体の見直しや課題の抽出が行われています。仕組みとしての明確化が望まれます。</p>		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員全体の会議の中で抽出された課題等や、リーダー会議の中で抽出された課題等は、職員に周知され、改善へと繋げられるよう努められています。仕組みとしての明確化が望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>業務分掌表が策定されており、役割等が明示されています。有事の際の権限委譲含めた、内容の明確化が望まれます。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設協議会等の場で、情報共有が図られています。職員全体に対する、一般法令含めた業務に関連する法令周知の拡充が望まれます。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設内の、グループ活動・リーダー会・各種委員会等にも参加し、リーダーシップを発揮しています。一方的な指示出しではなく、職員間での対話や話し合いの中で、結論が導き出せるよう留意されています。定期的な仕組みとしての整備拡充が望まれます。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>併設施設を合わせた法人内の、理事・管理者等による検討や情報共有、振り返りが行われており、それらを基に、各施設に課題や内容がフィードバックされています。施設内全体としての取組拡充が望まれます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>加算職員の増員により、人材体制の充実に努められています。法人全体としての人材確保・育成プランが推進されています。制度上流動的な面があることは否めませんが、体制等の具体的な拡充が望まれます。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像が明示されており、職員に共有されています。現在、キャリアアップ制度を含めた、制度の内容が整備進行中です。</p>		
Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ワークライフバランスに配慮した勤務体系となるよう留意されています。心理師による職員のケアを行う機会が定期的に設けられています。</p>		
Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員との個別面談時等に、課題や目標についての話し合いが行われています。仕組みとしての整備拡充が望まれます。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員の思いを反映した、職歴毎の目指すべき内容が策定されており、明示されています。キャリアアップ制度と一体した内容の策定拡充が進行中です。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じたスーパービジョン体制の活用ができるよう心がけられており、OJTの実施にも</p>		

繋げられています。職員個別単位の、把握と計画の明確化拡充が望まれます。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>入職前研修・実習生に向けたマニュアルが策定されており、ステップ毎のスキルや内容が明示されています。保育士の実習受入が継続して行われています。実習指導者に対する仕組みとしての研修拡充が望まれます。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法に定められた内容に留まらない、幅広い情報公開の拡充が望まれます。</p>		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>経理規程・職務分掌等が策定されています。外部関与の拡充が望まれます。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の行政とタイアップした施設機能の地域への開放や活用、併設施設全体として地域に向けた施設開放等が行われています。地域行事への参加や地域社会資源の活用も心がけられています。</p>		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>学校関係の職業体験等受入が行われています。地域のボランティアによる、日常支援ボランティアや、地域の活動団体等からのボランティア受け入れも行われています。</p>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日常的に、府内の児童相談所や行政との、情報提供・情報共有が行われており、定期的な訪問や面談等も行われています。地域の一見出来る社会資源リストの整備拡充が望まれます。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>併設されている児童家庭支援センターとの協働で、地域ニーズや課題の把握が行われています。地域に向けた施設機能の還元や開放等、地域の方々の声や様子を、直接得られる機会もあります。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域の行政ニーズに応えた、事業展開となるよう努められています。周辺自治体への周知やニーズ把握にも取り組まれています。災害時の備えや支援取組拡充が、望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>外部研修を含めた、研修の拡充に努められています。支援の場面毎に設定された、施設独自の大切にすることが明示されており、場面毎に明示されることによって、職員が日常の支援の中で意識しやすい、イメージしやすい内容になるよう配慮されています。定期的に状況が確認できる仕組みの整備拡充が望まれます。</p>		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人理念を踏まえ、子どもの尊重を大切にされており、可能な範囲でのハード面の配慮等も行われています。マニュアル等の明確化が望まれます。</p>		

Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>入所時の説明資料が用意されており、それに基づいた説明が行われています。内容が具体的にイメージして伝わりやすい、説明方法・内奥の工夫拡充が望まれます。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達・発育を促す部分の現状と意向確認は行われていますが、施設特性上、それ以上の意向実現や同意は困難な部分があります。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域・家庭への移行時は、連携しながら経過期間を経ながら、問題なく移行できる環境を整えた上で、移行されています。措置変更による他施設以降は、児童相談所と共に移行先施設と連携しながら、移行プランを策定し、引継ぎが行われています。家庭移行の場合は、施設内の設備を利用し、生活や宿泊の体験を重ねながら、最終移行判断が行われています。家庭移行後は、地域の保健師や児童相談所への情報提供や、移行後支援の依頼、連携等が行われています。退所後の相談支援等にも積極的に行われています。退所後の支援体制について、文書での明示提供が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>連絡対応可能な保護者等については、ソーシャルワーカーが中心となって、保護者等の意向や想いを把握し、家庭復帰に向けた取組に繋がられるよう努められています。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>担当窓口・苦情解決の仕組みが明示されています。意見等も含めた、聴取しやすい取組の拡充が望まれます。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>ソーシャルワーカーと保育士が、家庭支援として担当し、複数の担当者に、意見・相談できる仕組みがあります。相談等に必要なプライバシーに配慮した場所は、十分に複数確保されています。複数相談先や相談方法の、わかりやすい明示が望まれます。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月、家庭支援会議が開催されており児童家庭支援センターからも参加されています。家庭支援会議では、保護者等の課題等についても話し合われており、必要な支援が提供できるよう努められています。相談意見に関するマニュアルの整備拡充が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハット事例の収集が行われており、毎月の職員会議で共有されています。リスクマネジメント全般に対する、体系的な手順や対応の明確化が望まれます。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>感染症発生時は、隔離できる個室等が用意されており、個別隔離対応が可能です。発生対応の各種マニュアルが設置されています。感染症発生有無にかかわらず行う、日々日常の予防に関する、手順の明確化が望まれます。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>5日分を目処とした、食料品・飲料水・備品・消耗品等の備蓄が用意されています。近隣との関係も含めた、災害時の対応検討が行われています。BCP（事業継続計画）の整備拡充が望まれます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p>		

従前より施設内で使われている、標準的な実施方法をまとめたルールがありますが、現状にあわせて、現在改変中です。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じた、関わり方等の話し合いや改善が行われています。マニュアルの改編にも反映される、定期的な仕組みとしての整備拡充が望まれます。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの援助指針を基に、複数職員による多彩な視点からのアセスメントを踏まえた自立支援計画の策定へと繋がられています。毎月の職員会議で、子どもに対する現状の評価・アセスメントが行われています。保護者等担当でも、毎月の検討が行われており、必要に応じて、児童相談所等への具申や提案等にも繋がられています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、児童相談所からの鑑定員が来院し、子どもの様子や養育者からの意見等を踏まえ、措置内容と方針の確認・検討が行われており、必要に応じた支援計画の見直しや措置変更等に繋がられるよう努められています。変更事項等は、事前に職員間での話し合い・検討も行われており、変更時は速やかな共有が行われています。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の子どもの記録と保護者対応記録が残されており、施設内ネットワークで記録・共有されています。これらの記録を基に、毎月児童相談所への報告も作成されています。作成された記録は、子ども個人単位で紙面でも調製保存されています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>管理規程に基づき、漏洩や不適切利用の内容努められています。不適切利用や漏洩発生時の、対策・対応方法の明確化が望まれます。</p>		

内容評価基準（22 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員のグループ会議で、毎年度目標設定を行い、年3回程度の振り返りが行われています。個々の子どもとの関わり方等について、違和感を感じた場合は、速やかに職員間での話し合い、振り返りも行われています。</p>		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>養育の中で、気になる場面や対応を感じた場合は、速やかに職員間での話し合いを行い、振り返りや検討が行われています。不適切事案発生時の初動を含めたマニュアルの拡充が望まれます。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（1）養育・支援の基本		
A③	A—2—（1）—① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当養育制、グループ担当制を採用されており、個々の子どもと安定した特定養育者との関係構築を育み、子どもとの愛着関係・信頼関係の構築に繋がられるよう努められています。子どもとの身体関係によって、子どもが安心して生活できる場となるよう、留意されています。被虐の子どもについては、個々の子どもの状態を踏まえ、大人との正しい関係性や他児・他人との適切な距離感等が得られるよう、努められています。</p>		
A④	A—2—（1）—② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

<p>個々の子どもの食具や食器・衣類等、個々の子どもが自分の所有物であることを認識し、衣類を自分で選んでいく、自分でやりたいこと、活動の内容を考え選択し、実施できる関わり方に留意されています。戸外活動を通じて、子どもが自然に触れ、動植物とのふれあいや知識の拡充にも繋がられています。生活リズムの形成に繋がられるよう、場面の切り替えや時間で動く感覚の育成に配慮されています。</p>		
<p>A—2—(2) 食生活</p>		
A⑤	A—2—(2)—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 入所児の子どもの発達発育状況を踏まえ、標準推定量からの授乳を行い、経過後は、個々の子どもの様子や授乳量を踏まえた、柔軟な対応に努められています。</p>		
A⑥	A—2—(2)—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 個々の子どもの発達発育状況を踏まえた、個別対応で、個々の子どものペースにあわせた離乳食の導入・進行に努められています。養育者と栄養士が連携し、個々の子どもの咀嚼・嚥下状態を踏まえた形状提供となるよう留意されています。</p>		
A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	㉠・b・c
<p><コメント> 生活場面として、食事の空間を確保されており、場面の切り替えによって、食事に集中して食べられ、楽しめるように配慮されています。しっかりした体制で食事を取れるよう留意されています。栄養士・調理員が、食事の場面に、あえて不定期に参加することで、子どもへの声がけや誘導に効果があがるよう心がけられています。</p>		
A⑧	A—2—(2)—④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 乳児院であるため、個々の子どもが直接の食育活動を行うには制限がありますが、食材に触れたり、見たり、簡単なおやつ作りに子どもが参加する、菜園活動等、可能な範囲で、食材や料理に触れる機会を創出し、食への興味や理解が促進できるよう努められています。季節感を取り入れた、行事食等の提供も実施されています。喫食量や残食料は、日々、かかわった養育者が記録され、情報共有されています。必要に応じて、保護者等に食事相談や情報提供等も行われています。</p>		
<p>A—2—(3) 日常生活等の支援</p>		

A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個々の子どもが自己管理出来る収納場所が用意されており、季節に応じた衣替え内容に調整されています。生活習慣の習得に合わせ、生活習慣に応じた子ども自身がやりやすいことを踏まえた服装を整えられています。</p>		
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>温度・湿度・換気・清潔保持に留意した、睡眠スペースの確保が行われています。グループ毎に、子ども自身が就寝しやすい場面の切り替えきっかけを工夫することによって、落ち着いた入眠に繋げられるよう配慮されています。個々の子どものパターンに応じた柔軟な入眠環境となるよう心がけられています。</p>		
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入浴・沐浴は毎日実施されており、入浴は、低年齢乳児から入浴されています。養育者が一緒に入浴し、言葉かけや子どもが希望する玩具を持ち込むことによって、楽しい入浴環境となるよう留意されています。タオル類は、個々の子ども自分の物が使用されています。</p>		
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>オムツ交換時は、子どもの年齢に関係なく、交換前からの声かけを行う事によって、子どもへ安心感を与え、やることを子ども自身が意識できるよう留意されています。定期・定型的な交換ではなく、子どもの状態を踏まえた、柔軟なオムツ交換が実施されています。子ども自身がトイレでの排泄に興味を持ち、やってみたい、やりたいと思える場面を創出し、子ども自身が能動的に排泄の生活習慣が習得できるよう努められています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>近隣の社会資源を活用した、戸外活動を積極的に行えるよう留意されています。子ども自身が自分の玩具で遊ぶ、子ども自身が自分で手に取り共用玩具を選んで遊べる場面の創出に配慮されています。屋内活動でも、身体を動かせる場面の創出を意識されており、屋内玩具や施設内の地域交流スペース等を活用し、身体を動かせる場面が確保されています。施設庭園での活動が可能な事から、気軽に戸外で遊べる環境が整えられています。</p>		

A-2-(4) 健康		
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>活動記録の中に健康に関する欄が設けられており、違和感や異変を感じた場合は、職員間で記録・共有されています。保健所の定期健診・定期予防接種については、実施の都度、受診記録に記録されています。アレルギー全般に対する、手順やマニュアルの整備拡充が望まれます。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	⑭ ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、個々の子どもの健康記録を基に、看護師がミーティングを行い、子どもの健康状態や推移が共有・把握されています。病児・衰弱児含め、個々の子どもについて、かかりつけ医からの情報を基に、健康上の、個別の配慮や処置等について、表形式で取り纏め、看護師・養育者が共有されています。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	⑮ ・b・c
<p><コメント></p> <p>公認心理師が1名在籍しており、個々の子どもに応じたセラピーや面談の場面・空間確保に留意されています。子どもの情緒や状態を踏まえた関わり方、ケアの方法に繋げられる計画の策定に努められています。毎月の心理ミーティングが開催されており、心理士の見立て、意見を職員全体で共有されています。緊急入所児にも心理士の意見を踏まえた初期支援ができるよう配慮されています。</p>		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	⑯ ・b・c
<p><コメント></p> <p>担当養育者とソーシャルワーカーが、保護者等との関係性向上に留意し、保護者の本音や意向が把握できるよう努められています。面会時等、保護者等と子どものかかわり方に配慮し、再構築に向け、ステップを踏んで進んでいけるよう心がけられています。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	⑰ ・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所との連携、方針によって、面会や外出、家庭移行等への進行が行われています。施設内に設置されている、サポートルームを活用し、保護者等と子どもが一緒に過ごす体験</p>		

を重ね、家庭移行に繋がられる判断が行われています。保護者等には、子どもの担当養育者とソーシャルワーカーが継続してかかわる事で、保護者等との信頼関係の形成と関係性の向上に繋がられるよう努められています。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑱	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
退所後は必要に応じて、居住地の社会資源・児童相談所等との連携も図りながら、安定した生活に繋がっていきけるよう留意されています。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・b・c
----	-------------------------------	-------

<コメント>
里親支援専門相談員が設置されており、里親移行への調整・支援が行われています。毎月の府の里親支援合同会議に出席し、動向やニーズを踏まえた対応に繋げる情報共有が行われています。行政機関中心のマッチングが行われており、移行にあたっては、担当養育者と里親支援専門相談員が主体となって、対応されています。里親サポートにかかる府の活動にも参加されています。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
利用可能枠がある場合は、積極的に一時保護受託を行われています。一時保護時受入時は、受入時の子どもの状態を踏まえ、適切な初期環境の構成に留意されており、子ども自身が戸惑わないよう配慮されています。

A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
利用可能枠がある場合は、積極的に緊急一時保護受託を行われています。緊急一時保護時受入時は、受入時の子どもの状態を踏まえ、適切な初期環境の構成に留意されており、子ども自身が戸惑わないよう配慮されています。